



# 秋田県公報

訓令	ページ
秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令(一五・人事課)……………	1

## 訓 令

秋田県訓令第十五号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田県職員服務規程(昭和四十二年秋田県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)別記様式(2)を用いるものとする。)(」を削り、「記入する」を「記録し、又は記載する」に改める。

様式第一号を次のように改める。


様式第1号 身分証明書(第4条関係)

身分証明書

NO. \_\_\_\_\_

縦二・五センチメートル  
横一・〇センチメートル  
写真

Akita Pref.  
秋田県



氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日生 \_\_\_\_\_

上記の者は、秋田県職員であることを証明します。

年 月 日交付 \_\_\_\_\_

秋田県知事

5.4センチメートル

8.56センチメートル

### 附 則

- この訓令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定は、同月四日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の秋田県職員服務規程の規定に基づいて身分証明書を交付されている職員のうち総務部長が別に定めるものについての身分証明書の様式については、この訓令による改正後の秋田県職員服務規程様式第一号の規定にかかわらず、総務部長が別に定める日までの間、なお従前の例による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄